

行動計画に基づき、国、県、市町村、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた対策を総合的に推進

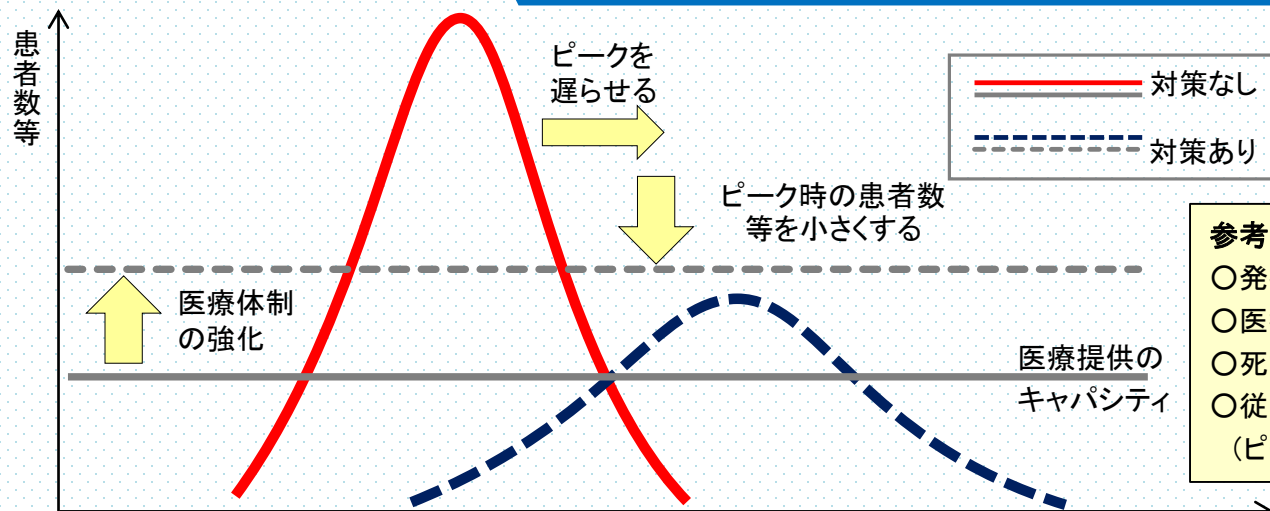
### 対策の目的及び基本的な方針

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする。
  - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
  - ※医療機関等の対策を実施する現場が動きやすくなるよう配慮

### 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

### 対策の効果 概念図



#### 参考：流行規模・被害想定

- 発病率 県人口の約25%
- 医療機関受診患者数 14万4千人～26万6千人
- 死亡者数 2,050人～7,700人
- 従業員の欠勤 最大40%程度 (ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

# 県行動計画のポイント

- 特措法に基づく都道府県行動計画として初めての計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

## 1. 計画の構成等

## 2. 新型インフルエンザ等に対する体制

## 3. 感染拡大防止

## 4. 予防接種

## 5. 新感染症

## 6. 留意事項

## ●従来の行動計画（平成23年4月青森県新型インフルエンザ対策推進本部決定）との比較表

- 国の行動計画と同じ構成に変更
- 発生段階は5段階とし、さらに県内における発生段階を区分
- 対策の主要項目は、国の計画に準じて6項目に規定
- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- 新型インフルエンザ等対策青森県関係者会議等の位置づけを新たに規定
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定
- 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定
- 法定化された「特定接種」の対象事業者における対応等を新たに明らかにした
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定
- 行動計画の対象を新感染症に拡大
- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 記録の保存について新たに規定

# 発生段階ごとの対策の概要



対策の考え方  
 実施体制  
 サーベイランス・情報収集  
 情報提供・共有

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施</li> <li>患者に適切な医療を提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止策から被害軽減に変更</li> <li>住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
国、県、指定（地方）公共機関等を挙げての体制強化 ・県対策本部の設置（政府と同時） ・国の基本的対処方針及び青森県行動計画に基づく対処 等	・県対策本部の総合調整等 ・政府現地対策本部等との連携等 政府対策本部の「緊急事態宣言」により、市町村対策本部の設置	・県・市町村の対策本部の総合調整等 ・（国内感染の拡大に伴い）変更された基本的対処方針及び県行動計画に基づく対処 等	・（小康期に伴い）変更された基本的対処方針及び県行動計画に基づく対処 ・患者発生の減少に伴う対策の見直し 等
発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・国、他都道府県等との連携による情報収集 ・国内発生（県内発生）に備えたサーベイランス体制の強化 等	・患者の全数把握、学校等の集団発生状況の把握 ・患者の臨床情報把握 ・在日米軍との相互通報（小康期まで継続） 等	・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 等	・他都道府県・市町村の対応に係る情報収集 ・引き続き、学校等における集団発生状況の把握 等
一元的な情報発信、住民へのわかりやすい情報提供 ・海外での発生状況情報提供 ・県のコールセンター等の設置 ・市町村へコールセンター等の設置要請 等	・他都道府県・市町村等との情報共有の強化、住民への情報発信の強化 ・県のコールセンター等の体制の充実・強化 ・市町村へコールセンター等の体制強化要請 等	同左	・情報提供のあり方の見直し ・県のコールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

(注) 発生段階はあくまで目安に過ぎず、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める</li> <li>・国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施</li> <li>・患者に適切な医療を提供</li> <li>・感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策から被害軽減に変更</li> <li>・住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波に備えた第一波の評価</li> <li>・医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>	
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際対策に伴う協力</li> <li>・特定接種の準備・開始</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種の準備・開始</li> <li>・住民接種の準備・開始</li> <li>・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>★外出自粛要請</li> <li>★施設の使用制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>・住民に対する予防接種の継続</li> <li>★外出自粛要請 ※</li> <li>★施設の使用制限 ※</li> <li>※ 患者数増加に伴い医療体制の負荷が課題となる特別な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波に備えた、住民に対する予防接種の継続</li> </ul> 等	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生に備えた医療体制整備</li> <li>・「帰国者・接触者外来」の設置</li> <li>・「帰国者・接触者相談センター」の設置</li> <li>・感染症指定医療機関等へ受入準備要請</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用外来、入院措置の継続</li> <li>・必要に応じた全ての医療機関における診療の開始</li> <li>・診断・治療に資する情報等の医療機関への提供</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファックスによる処方せん送付</li> <li>・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用</li> <li>・医療従事者に対する従事要請及び補償</li> <li>★医療の確保等の要請</li> <li>★臨時の医療施設の設置</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul> 等	
県民生活及び地域の経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定(地方)公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>・職場における感染予防策の準備</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>★指定(地方)公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>★指定(地方)公共機関は業務計画に基づき業務を継続</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> <li>★物資の売渡しの要請、融資等</li> <li>★要配慮者への生活支援</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul> 等	

(注)発生段階はあくまで目安に過ぎず、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

### 未発生期 (事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定(地方)公共機関) / 訓練の実施 / 感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ワクチンの接種体制の整備 / 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 / 地域医療体制の整備